

尾張地方の近世の新田村

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/11014

尾張地方の近世の新田村

梶川 勇 作

I 新田開発高

尾張地方の近世地誌の一つに「尾張徇行記」^{1)~5)}(以下、徇行記と略称する)がある。これは、尾張藩士・樋口好古が寛政4年(1792)春に稿を起し、31年後の文政5年(1822)に完成させた尾張の村毎の地誌である。本稿⁶⁾では、主に徇行記に基づいて、新田開発の地域性と新田村の多様性を明らかにしたい。

尾張藩が成立した翌年、慶長13年(1608)幕臣・伊奈忠次らによって尾張一國の検地(これを「備前検地」という)が行われている。この時の尾張地方における本田の石高は、483,252石であった。尾張藩では正保2年(1645)に「高概し」という税制改革を行って石高を改定した。すなわち、過去10年間に各々の田畑から収納させた年貢を調査し、その平均が石高の40%に当たるように、石高を決めなおしたのである。従来の高を元高とよび、改定後の新しい高を概高という。これ以降、藩内ではもっぱら概高が使われ、単に高というのも概高のことである。この改定によって、尾張の本田石高は、3割増加して、631,529石となった。それまでに開発されていた新田の石高も29,682石から33,571石に改められた。この時期(1608年~1644年)の新田開発は、海西郡と中島郡において盛んであった(第1表)。

寛文12年(1672)に藩が編集した「寛文村々覚書」⁷⁾によると、正保2年(1645)の「高概し」以降、海西郡を初めとして海東郡、愛知郡、春日井郡において開発が著しく、合計45,230石の新田が加えられている。最も盛んに開発が行われた時期であり、1年に約1,700石の増加である。前の時期(1608年~1644年)においては年に約900石の新田開発であった。

寛文年間までに開発された新田を本田と比較してみると(第2表)、(1)新田高と新田面積は尾張全体では本田のその13%と18%に当たる。(2)新田開発は、その量においても、本田に対する比率においても、海西・海東・愛知・春日井の4郡において盛んであった。葉栗郡における開発はわずかである。(3)田畑1反当たりの石高、すなわち、石盛の平均は、海西郡を例外として、新田が本田より3割がた劣る。(4)とくに4割以上の差がある愛知郡と知多郡では、本田では水田が多くをしめる(73%と69%)のに対して、新田開発面積においては畑地が優位である(60%と54%)ためと思われる。(5)しかし、水田がより多く開発された丹羽・葉栗の2郡の新田の石盛が他郡より低いのは、本田の石盛にならったからである。(6)正保2年(1645)までの新田については、その元高と概高より、寛永11年(1634)から10年間の平均年貢が分かる。ここにおいても海西郡は例外であり、新田の年貢率(51%)が他郡よりも高く、本田のそれ(47%)を上廻っている。尾張全体では、本田(52%)に対して新田のそれは(45%)低い。海西郡以外の郡においても同様である。

延享2年(1745)の「村高帳」⁸⁾から計算すると、寛文12年(1672)からの73年間における新田開発は、知多郡を除いて全般に不振であり、開発高は18,209石にとどまる(1年に約250石の増加に当たる)。また、明治2年(1869)調査の「旧高旧領取調帳」⁹⁾の村高によると、延享2年(1745)から明治元年(1868)までの123年間における新田開発は、愛知郡を初め春日井郡、知多郡などで盛んに行われ、36,155石の新田が増加しているが、1年当たりには約290石の

開発にとどまる。

尾張地方においても新田の開発は近世前期に盛大に行われたのである。慶長13年(1608)から寛文11年(1671)までの63年間の開発高(78,801石)が、明治元年(1868)までの260年間の新田開発全体(133,165石)の59%をしめる。とくに、海西郡、海東郡、中島郡において前期の開発の比重が高い。

260年間の新田開発も寛文期までのそれと同様に、海西・海東・愛知・春日井の4郡において盛大に行われたのである(第1表)。この一帯の新田開発は、それを古村の内部における切添新田ではなく、新しく村をつくり出す村立新田の点からみると、春日井

郡を中心として、愛知・丹羽両郡にかけての内陸の台地の開墾と海西・海東・愛知の3郡における伊勢湾岸の海面干拓に分かれるであろう。前者においては、村立新田の規模が一般に小さいこと、町人請負新田がほとんどないこと、居住形態が分散的であること、村立新田の多くが前期に成立することなどが特徴であろう。海面干拓による村立新田は、その数が多く、大規模な新田もある。藩営新田もあれば、土豪開発のもの、町人請負新田も中・後期にかなりみられる。大地主制は1村1地主・総小作の新田村に代表される。まず、台地開発から述べよう。

第1表 郡別・年次別新田開発石高

(単位:石)

検地年次	1608-44	1645-71	1672-1745	1746-1869	新田高計	本田高
愛知	3,293	8,386	3,716	13,497	28,892	95,308
春日井	3,697	7,462	2,041	5,552	18,752	132,900
丹羽	493	2,130	1,178	3,275	7,076	66,129
葉栗	412	452	131	467	1,462	17,609
中島	7,026	3,399	957	1,460	12,842	111,388
海東	5,209	7,633	2,874	4,854	20,570	107,045
海西	12,280	12,990	3,322	1,804	30,396	14,191
知多	1,161	2,779	3,987	5,249	13,176	86,959
尾張計	33,571	45,230	18,209	36,155	133,165	631,529

第2表 本田・新田の高・面積

(寛文12年)

郡名	本田高(石)	新田高(石)	本田面積(町)	新田面積(町)	給人自分新田(町)	本田石盛(斗/反)	新田石盛(斗/反)
愛知	95,308	11,679	5,756	1,295	146	16.6	9.0
春日井	132,900	11,159	8,227	1,176	209	16.2	9.5
丹羽	66,129	2,623	5,347	347	186	12.4	7.6
葉栗	17,609	864	1,489	115	7	11.8	7.5
中島	111,388	10,424	7,362	873	51	15.1	11.9
海東	107,045	12,842	6,222	1,352	149	17.2	9.5
海西	14,191	25,270	1,171	1,776	41	12.1	14.2
知多	86,959	3,940	6,011	505	314	14.5	7.8
尾張計	631,529	78,801	41,585	7,440	1,104	15.2	10.6

注:「寛文村々覚書」による。

II 台地の開発

尾張東部の台地開発は、入鹿用水の開さくが始まる。入鹿池の築造計画は、寛永5年(1628)に春日井郡上末村の落合新八、鈴木久兵衛、小牧村の江崎善左衛門、村中村の丹羽又助、外坪村の舟橋仁左衛門、田楽村の鈴木作右衛門の6名(入鹿六人衆と呼ぶ)によってたてられ、犬山城主で藩の付家老の成瀬隼人正を通じて藩主義直に請願された。丹羽郡入鹿村は、北は今井山、北東は奥入鹿山、東南は大山・内津山、南は鳥坂、西南は本宮山、西は尾張富士に囲まれた低地で、今井川・小木川・奥入鹿川その他の多くの谷川が合流し幼川となり、村の南の出口銚子口より鞍ヶ淵を経て羽黒川へ落ちていた。そこで入鹿村を他に移転させ、銚子口に100間ほど築堤して池を築けば、丹羽郡・春日井郡の半分をみたく用水となり、村々の野方・留池を新田に開発できるというものである¹⁰⁾。鷹狩の際に現地検分した藩主は寛永9年(1632)水奉行の江坂清左衛門・谷口安右衛門に命じて着工させ、同10年(1633)2月に入鹿池は完成した。銚子口の築堤工事は難行をきわめたが、「河内の国浪人・甚九郎といへる者、土築功者のきこへあるにより、呼よせ築留させるに、段々工夫を似て棚築と申ものにて築つめし由いひ伝へり。而して後此堤を河内屋堤となづけり」という。堤の長さは96間、直高14間半、根敷75間、馬踏3間であった。また枋の築造は、尾張一ノ宮・真清田神社の宮大工・原田与左衛門と同平四郎が指揮した。彼らは大和、山城へ出かけて技術を習得している。枋場は谷川で一面連続の岩石であったが、石工100余人が昼夜の別なく工事に当たって完成させたという。入鹿池の築造に要した延労働力は、大工22,558人、木挽4,238人、蔦の者4,507人、雇人足12,375人であり、総経費11,361両であった〔前注3〕197～200頁〕。

入鹿池が完成した翌年、寛永11年(1634)10月に水奉行は入鹿六人衆にあてて、「今度入鹿村に留池出来申候付、右井筋方々新田に仕百姓有之においては

両三人之者6万事之儀申付候。百姓中として無申分田畑起し申様可被申付候。新田をおこし申におみては三ヶ年作取并諸役御免之儀に候間、随分おこさせ可被申候」という書面を与えて、入鹿池用水の新田頭に任じた。また彼らの願い出によって、翌12年(1635)3月には、「今度入鹿に留池出来に付、御領分中并他国他領之者如何様之重罪たりと云とも其咎を免許被下置候間、新田伐起望之者於有之者前件之趣申聞呼越候様可致者也」という高札を後の小牧新田と河内屋新田にたてて、入植者を募集しているほど労働力不足であった。入鹿用水によって開発された新田の検地は、寛永16年(1639)に第一回が行われ、正保3年(1646)と寛文2年(1662)にも実施され、その石高は丹羽郡で1,706石、春日井郡で5,081石、合計6,787石(約800町歩)に及んだ〔前注10〕33～5頁〕。

しかし、入鹿用水の末端地域を初め、その西南方には水不足のところが少なくなかったので、新田頭らは木曾川から水を引く計画をたてて、藩に請願した。丹羽郡木津村で木曾川の堤に2つの枋を伏せて水を引き、そこから小口村に至る1里4町44間を掘割って合瀬川につなぎ、これに改修工事を施すものである(第1図)。これが慶安3年(1650)に完成した古木津用水である。その後、この用水と入鹿用水の間に広がる春日井原と呼ばれる原野の開田のためには用水が不足したので第3の用水が開さくされた。これは、小口村より古木津用水を東南に分ち、田楽などを経て、味鏡村で庄内川に合流する3里29町48間の新木津用水であり、寛文4年(1664)に竣工した。これによって春日井郡に高3,251石(約410町歩)の新田が開発された。前述の入鹿用水による新田高と合わせて高10,038石が「入鹿新田」と総称されたものである。

入鹿用水と両木津用水の工事は藩の費用で行われたが、新田の開発自体は百姓みずから行ったものである。これを取り仕切ったのは、6人の新田頭で

ある。「寛永十七辰年、敬公（義直）入鹿へならせられし時、小牧御殿に於て新田開墾の事をつかさどれる六人の者に御目見被仰付、年来の事績を称せられ、御除高十石目づつ賜之、苗字帯刀を免ぜられ」ている〔前注3〕198頁〕。免税地をもらった場所は、落合・江崎・鈴木（作）の3氏が小牧原新田、丹羽氏が又助新田、鈴木（久）氏が村中原新田、舟橋氏が河内屋新田の地内であった。入鹿新田は大きく上原新田と下原新田に区分され、前3氏が上原新田を、後3氏が下原新田を管理している。「入鹿新田中村々儀仲満六人も支配仕、仲満六人江割付、支配村々々御年貢初三役銀都而新田頭江取立、新田頭も相束上納仕、御触等も新田頭も触出し申候処、元文四未年も御上様直に御取扱に相成申候得共、御触状之儀者今新田頭六人も相触申候」〔前注10〕41頁〕。元文4年（1739）までは年貢をとりまとめて上納していたのである。

新田頭のうち「落合新八郎は上末城主落合将監安親の孫で、秀次に仕へ後浪人となった人であり、舟橋仁左衛門は小口城主織田広近の臣舟橋文平（文禄4年浪人となる）の子孫であり、鈴木久兵衛は丹羽長秀の家来鈴木彦九郎の後である。」¹¹⁾また、江崎善左衛門は「三州浪人天野市左衛門といへる者の末孫」〔前注2〕322頁〕であり、小牧宿の本陣を代々つとめた。丹羽又助と鈴木作右衛門は武士の出といった由緒はない。

上末村の落合氏は小牧原新田、村中村の丹羽氏は村中原新田、田楽村の鈴木氏は春日井原新田に移り住んだ。河内屋新田について、徇行記は、「此新田は入鹿新田頭三左衛門五代以前の先祖仁左衛門、河内国より来りて開墾せし故かく名づけり。入鹿池河内屋堤も仁左衛門築きけると也」〔前注2〕377頁〕としている。これによれば、河内屋堤を築いた河内の浪人甚九郎が後に新田頭として舟橋仁左衛門を名のったことになる。しかし、仁左衛門は外坪村にいた浪人（舟橋文平）の子孫で、寛永3年（1626）に河内

屋新田の地に入植したとする文献もある¹²⁾。甚九郎とその一族がこの地に住んだことは確かとしても、新田頭の舟橋仁左衛門とは別人であろう。

入鹿池に沈んだ旧入鹿村の住民は、前原新田、神尾入鹿新田、奥入鹿新田のほか各地に移住した。前原新田に入植した24軒には引越料として米24石が藩から与えられている〔前注3〕193頁〕。他に移住した者にも1軒に米1石が支払われたであろう。前原新田に寺院・神社も移した。白雲寺には金45両、3社（神明、白山、三明神）には8両が引料として付与されている。春日井郡入鹿出新田は、「入鹿村より百姓九人程此地へ移りしにより如此名村」けられたのである。寛文2年（1662）に検地が行われ、田畑40町6反歩、高366石の村となっている〔前注2〕317頁〕。「入鹿出新田と相唱ふるは入鹿村より引移り、其村人きりひらきし新田をかく称す」〔前注3〕196頁〕というから、一ノ久田入鹿出新田（田畑6町歩、高53石）も同様の新田村である。また、一村を形成しない切添新田としての入鹿出新田は、南外山村や文津村、田楽村などにもあった。

丹羽郡の新田村14か村のうち、下野原新田（享保12年検地）以外は、入鹿新田であり、寛文2年（1662）に初めて検地をうけている。伝右衛門新田は安良村から、八左衛門新田は長桜村から草切百姓が入植している。宗雲新田は、「庄屋常右衛門七代前の先祖の者開墾す。是は旧奥州の人人小笠原宗雲といへる人、其家頼・左右田弥次右衛門・佐竹左太夫と云者をして開墾の事を掌らしむ。由是宗雲の名をのこせり。今の常右衛門は即左太夫が末孫也。因て私に苗字を佐竹と名のれり。此新田も貧民多く、高の内過半は、御供所村伴左衛門、河内屋新田三左衛門、小折出新田弥左衛門、弥十郎など多く控るる。其田地を承佃し、其余の田畝を当新田に持耕す」〔前注3〕81頁〕。帰農武士の開発であること、村外住民の保有地が多く、それを小作していることが分かる。八左衛門新田の耕地も「御供所村伴左衛門・小折出新田弥左衛

門多く控来る」という。一方、伝右衛門新田では、「於今田畝を他村へ売る事をせず、此郷中の人皆持伝へ来るとなり。されば今も高に準じては戸口多く村立よくみえたり」と、自作農の多い村であった。

春日井郡の新田村の半数以上が入鹿新田である。その最大のもは春日井原新田であった(第3表)。この新田の名は、入鹿池開き後の寛永17年(1640)に藩主義直がつけた。その頃の新田耕地は5町3反2畝、年貢米3石であったが、正式の検地の行われた寛文2年(1662)には、田77町3反余と畑22町歩、石高890石に達した。その後、享保11年(1726)に午新田、宝暦5年(1755)に亥新田が検地され、畑13町5反歩(石高81石)が加えられた。以後、明治2年(1869)までの新田高は27石にすぎない。この新田は、寛永元年(1624)に入植した小川・安藤両家を初めとする如意村出身者(如意越)が主に開発した西南部(西島)と寛永10年(1633)に移住した4家を草切りとして田楽村出身者が中心に開墾した東北部(東島)に分けられた。その後、西島には、豊場村、九之坪村、比良村などから入植し、東島には、志段味村、味鏡村などのほか丹羽郡岩倉村、美濃、遠江、伊豆からも移住者があった。田楽越が寛永18年(1641)に新光寺を、慶安元年(1648)に八幡社を建てたのに対して、如意越は同3年(1650)に龍昌寺と神明社を建立している。八幡社を神明社境内に引宮し相殿で祀った両社宮がなったのは元禄3年(1690)である¹⁹⁾。寛文12年(1672)の戸数は56戸であった。1戸当たり田畑は1町8反歩、石高は15石8斗であるが、文政5年(1822)には戸数は246戸にも増加している、1戸当たり田畑は5反歩、石高は4石に低下した。

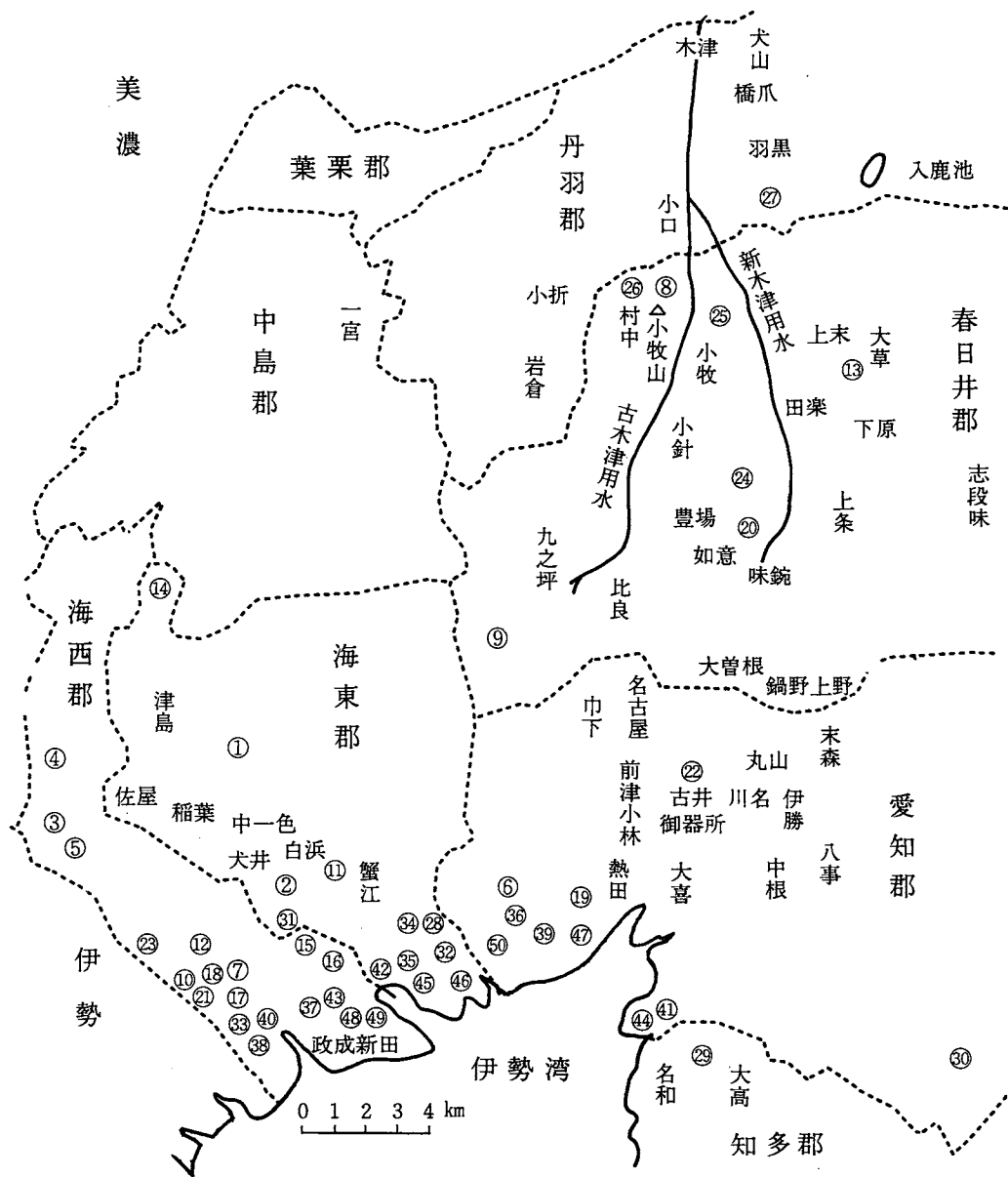
寛文12年(1672)までに、丹羽郡で347町歩(高2,623石)、春日井郡で、1,176町歩(高11,159石)の新田が検地をうけて高入りとなっていた。しかし、これ以外に、「給人自分起新田」が丹羽郡で186町歩、春日井郡で208町歩も開かれている(第2表参照)。こ

れは、藩士が知行地において新田を開発し、これを見取場として租米を納めたのである。丹羽郡では下野村を初め羽黒村、小口村、瀬部村、岩倉村、橋爪村、小折村に、また春日井郡では、下原村や小針、大草、味鏡、堀越、上条、鍋屋上野などの村に、それぞれ5町歩以上の給人自分起新田があった。これらの新田は、天和2年(1682)に藩の財政難打開の一策として、藩直轄の蔵入地に組み入れられる。これが、「上り新田」とよばれるものである。それは尾張藩全体では、2,660町歩(高14,460石)に及んだ。

給人自分起新田・上り新田が後に新田村になった例に丹羽郡の下野原新田、春日井郡の下原新田と味鏡原新田がある。下野原新田は、下野村の給人(成瀬氏)が開発した自分新田(45町歩)が上り新田となり、享保12年(1727)の検地で村高206石(田畑27町)の村として独立したものである。下原新田も下原村の給人(成瀬氏)が開いた93町歩に及ぶ大新田であったが、上り新田となった後、延享3年(1746)・宝暦6年(1756)の検地で714石(田畑80町歩)となった。徇行記によれば272石は成瀬氏の給知となっている。

味鏡原新田は「承応元壬辰年開墾なり。是は元山城守殿采邑味鏡村の地さきなる故に、山城守殿ここに新田を始て開けり。されば寛文の覚書に、田畑十町二反九畝十五……給人自分新田、松林二百三十町歩同自分林とあり。其後漸々に田畑を開墾せられしが、天和戊年上り新田となり、又何れの年か請控とはなれり」[前注2]114頁。「御歛立之儀者宗賢公(竹腰山城守)様も御自分に被仰出、其節当新田に御小屋御建御仰られ、則渡辺基助殿と申仁右小屋を預り御仲間式拾人召抱られ、小頭石原惣九郎引廻しにて御手作御座候。右之節庄屋六兵衛と申候、万治三庚子年味鏡村も引越申候。……葭池南歛立之儀は右六兵衛仕候。三左衛門と申者寛文五乙巳年中下も引越、六兵衛跡庄屋役相勤……中通南エ付花長之内歛立……寛文三卯年知多郡藪村より引越申上候安兵

第1図 主要新田村の分布
(番号は第3表に対応)



第3表 主要新田村（検地年次順）（300石以上または30町歩以上、1802年までの開発）

新田村	郡名	初検地年	石高(石)	田畑(町)	戸数(戸)	備考
①日光備前新田	海東	1608	477.4	34.1	—	中一色村の控
②大野新田	"	1608	463.3	43.0	105	鈴木嘉十郎知行地
③立田新田	海西	1631	6,787.8	420.0	618	13か村
④外大成村	"	1631	618.7	43.7	81	
⑤富安村	"	1631	319.6	21.1	37	
⑥中島新田	愛知	1632	858.8	76.3	93	成瀬豊前守知行地
⑦六条新田	海西	1642	1,430.9	126.2	86	佐屋村孫兵衛
⑧間々原新田	春日井	1646	381.3	28.6	55	入鹿新田
⑨小場塚新田	"	1647	317.9	29.7	36	
⑩森津新田	海西	1647	407.9	46.9	74	武田沢右衛門
⑪蟹江新田	海東	1648	1,809.0	159.6	215	
⑫平島新田	海西	1648	526.9	46.5	133	服部市兵衛ほか7名
⑬下原新田	春日井	1649	714.7	79.5	207	成瀬隼人正自分新田
⑭津島五ヶ所新田	海東	1650	3,814.2	369.8	634	5か村
⑮馬ヶ地新田	海西	1650	387.9	39.2	56	山澄淡路守知行地
⑯竹田新田	"	1650	468.3	43.5	89	"
⑰鳥ヶ地新田	"	1650	610.9	55.8	95	志水甲斐守知行地
⑱鎌島新田	"	1650	443.1	37.6	74	蟹江本町村鈴木四郎左衛門
⑲熱田新田	愛知	1651	4,522.8	403.8	544	藩営
⑳味鋳原新田	春日井	(1652)	—	(113.9)	301	竹腰山城守請控
㉑芝井新田	海西	1653	410.1	38.2	45	作間善兵衛・同元左衛門
㉒名古屋新田	愛知	(1658)	2,774.0	354.5	175	兼松源藏・小塚源兵衛
㉓前ヶ須新田	海西	1660	404.4	31.7	63	西保村権右衛門ほか
㉔春日井原新田	春日井	1662	933.9	112.8	246	入鹿新田
㉕小牧原新田	"	1662	780.0	89.5	117	落合徳右衛門、入鹿新田
㉖入鹿出新田	"	1662	366.1	40.6	66	入鹿新田
㉗楽田原新田	丹羽	1662	306.0	35.6	69	"
㉘東福田新田	海東	1662	1,464.5	205.5	529	志水甲斐守知行地
㉙八ッ屋新田	知多	1664	302.6	26.8	72	名和村の百姓8名
㊱沓掛新田	愛知	1665	1,064.8	129.8	174	
㊲善太新田	海東	1667	1,656.4	219.0	80	服部茂左衛門
㊳茶屋新田	"	1669	1,732.5	160.9	151	茶屋中島家
㊴鳥ヶ地前新田	海西	(1679)	—	(57.7)	40	蟹江本町村鈴木四郎左衛門
㊵西福田新田	海東	1684	1,281.2	122.3	?	志水甲斐守自分新田
㊶茶屋後新田	"	1696	1,195.9	114.2	64	茶屋中島家
㊷甚兵衛新田	愛知	1704	674.3	67.4	20	福田新田西川甚兵衛
㊸大宝新田	海西	1704	666.7	66.8	56	百姓3名
㊹稻元新田	"	1706	481.6	48.5	89	知多郡大野村綿屋六兵衛
㊺土古山新田	愛知	(1740)	—	(40.2)	—	成瀬隼人正請控
㊻狐地新田	海西	1742	366.3	37.0	37	鯛浦村宇佐美孫左衛門ほか
㊼源兵衛新田	愛知	1744	426.9	38.8	23	知多郡大高村源兵衛
㊽鍋蓋新田	海東	1745	370.6	29.1	7	材木町兼山屋与市
㊾神戸新田	海西	1745	499.8	45.8	28	犬山屋神戸文左衛門
㊿柴田新田	愛知	1785	365.7	40.9	36	納屋町柴田屋新兵衛
①小川新田	海東	(1797)	—	(40.3)	1	竹田新田佐藤五兵衛
②藤高新田	"	(1797)	—	(81.3)	14	明治2年494.9石
③熱田前新田	愛知	(1801)	—	(349.0)	?	藩営
④服岡新田	海西	(1801)	—	(92.3)	?	犬山屋神戸文左衛門
⑤飛島新田	海西	(1801)	—	(296.7)	?	鳥ヶ地新田庄屋佐野野平ほか
⑥甚兵衛後新田	愛知	1802	380.8	43.6	?	福田新田西川甚兵衛

注：「尾張徇行記」による。初検地年の（ ）は開墾年、田畑の（ ）は見取地。石高、田畑、戸数は初検地の時点ではなく、文政5年（1822）。

衛、中通歟立……寛文五辰年同郡横須賀村も引越申上候彦左衛門、中通歟立……寛文六午年濃州各務郡各務村も引越申上候九郎左衛門、美濃前歟立……寛文七未年海東郡富塚村も引越申上候太郎右衛門、如意東歟立仕候。……右之外逐々所々も引越、只今は御新田苗姓数多に御座候。』¹⁴⁾この新田には高成の耕地はなく、見取所115町歩と松山37町歩であったが、戸数は301戸もあった。「元来見取所故に田畝の間も延、又諸役もゆるやかなる故に、細民多き中にも農商を兼たる富有の者も入交り、質屋四戸、酒店一戸、又農商を兼たる者も七八戸あり」という〔前注2〕115頁〕。

名古屋新田は、愛知郡の内陸の大新田であるが、一般の村とは異なる形態であった。この新田は万治年間（1658～1660）から新田頭の兼松源蔵と小塚源兵衛が、名古屋村を初めとして前津小林・御器所・古井・本井戸田・北井戸田・大喜・本願寺・本願寺外新田・中根・石仏・川名・八事・丸山・伊勝・末森・鍋屋上野・大曾根の18カ村の「処々にて隙地を巡視して……大縄内荒地、漸々に自分金を似て開墾」したという。新田地が各地に散在しているのである。「新墾の地佃力不足なるにより、初入百姓十戸ほど造立の事を官舎に請ければ、修造料三十金ほども拝借し、夫を基本とし漸々に入百姓をさせ、又は自分料を似て家を修造して移り来れるひともあり。漸々に戸口まじ二百戸程」にもなった。宝永3年（1706）までに355町歩が高請けされたが、畑地がその98%をしめ、畑の反当たり石盛も7斗5升と低いので、耕地面積に比較して村高（2,774石）は少ない。三役銀等諸役が免除され、全部金納で租米1400石を上納している。「地主は御家中を初め寺社農商共すべて二千三百口ほどもあり。新田頭給米は本田新田高・見取定納米一石に三升づつの積り也。」両新田頭ともに、かつては名古屋城下町に居を構えていたが、新田百姓の指揮・統率がとりにくいので、兼松家は父宗右衛門の代、天明年間（1781～88）に家を東矢場東池

の内に移して土着し、小塚家も文化4年（1807）古井村の南吹上に家移した。新田地主の付替について、元禄14年（1701）の代官の命令は次の様であった。すなわち、「一、寺社百姓町人地、諸士へ附替申事曾て不罷成候。一、諸士方之地寺社百姓町人へ付かへ申事不苦候。一、諸士と諸士、寺社と寺社、百姓と百姓、町人と町人附替不苦候。一、寺社百姓町人、此何れへ成共附可申事。一、慥に存候諸土地、町人百姓へ質物に先年帳面附替有之地、書入相濟本之慥に相知候は、百姓・町人と為附替といふも付替遺可申事」（「名古屋府城志」名古屋叢書、9巻、81～86頁）。

III 海面干拓新田

愛知・海東・海西の3郡における新田村のほとんどは海面干拓による開発であった。それらは、藩営新田と豪農開発新田、町人請負新田に分かれる。

熱田新田（愛知郡）は初期の藩営干拓開発であり、尾張地方における最大の新田であった。正保3年（1646）藩主義直の命によって、国奉行・普請奉行・代官らに熱田沿岸を視察調査させ、翌年に着工した。熱田船着場西の堤から南へ堤を築出し、西へ築廻して庄内川に至る間を干拓した。東西35町41間、南北9町23間の「御新田」が慶安2年（1649）竣工する。藩は一定の年貢納入を条件として入札によって地代金を徴収して新田を割り付けた。同4年（1651）の検地で、東から西へ33に番割し、東組（一番割から十一番割まで）と西組（十二番組から三十三番割まで）に分けた。新田高3,842石であったが、承応元年（1652）および寛文6年（1666）の検地で増えて、高4,436石、田畑394.2町歩となる。一反当たり田は1石2斗、畑は9斗に高付けされている。新田の住民はすでに寛文12年（1672）には161戸を数え、文政5年（1822）には544戸にも増加しているが、341戸は無高である〔前注1〕187頁〕。

熱田新田の規模に匹敵する後期の藩営新田が熱田

前新田である。熱田奉行・津金胤臣の献策により名古屋の勝手方用達から経費として1万両を調達して、寛政12年(1800)着工し、翌年に竣工した田畑349町の大新田である。文化2年(1805)に検地し、翌年より地代金を徴収して地主を募集した。しかし、安政2年(1855)の暴風雨で堤防・海用留が破損した。藩は財政上修理できず、放棄しようとしたが、地主総代・伊藤次郎左衛門・内田忠次郎等が工事費として1,500両を提供したので、ようやく修理した。地主らは献金に際し、13年間の作取りの許可を願ったが、藩はこれをいれず、年々上納米より返済した。この新田の東に天保8年(1837)藩地方勘定所か町人から資金を調達して開いた作良新田は、嘉永6年(1853)に名古屋の豪商関戸・伊藤・内田に2万1千両で払い下げられた[前注11) 511～3頁]。

初期に多くの新田開発を推進した豪農として鬼頭吉兵衛が知られる。彼は、織田信雄の家来で、信雄没落後、愛知郡八田村に帰農した鬼頭義直の孫義広の次男である[前注11)522頁]。彼は寛永8年(1631)から明暦3年(1657)までの間に、「海浜・野跡・古川・草野等の空地数多見立新田開発し、御高二万二千石余に及び、又木津・庄内井筋・萱津井、共に年来自分入用を似て見立絵図を認め、案内をしければ、即見立の通り夫々用水がかり出来せしより、御称美として、正保二酉年始て年頭御目見被仰付、其後帯刀も免許」された[前注1) 165頁]。彼が開発した新田は、海西郡の16か村、愛知郡の6か村など合わせて27の新田村を数えるが、開発の方法などについては判然としなないところが多い。単に見立てたに過ぎないものや他の者と共同で開発したものもある。[前注11) 523頁]。彼が寛永8年(1631)に開発し、居住した中島新田の場合、5人の百姓が協同しており、とくに2人には屋敷地2反歩づつが除地として与えられている[前注1) 165頁]。

寛永19年(1642)検地の六条新田は「初め佐屋村孫兵衛先祖の者開墾せしにより佐屋村より永々支配

し、……佐屋駅伝馬役高」となった[前注5) 123頁]。明治初年まで佐屋宿の庄屋がこの新田の庄屋を兼ねたのである。この新田は佐屋宿番方船役人63人に藩から与えられたが、元文3年(1738)の書上¹⁵⁾によると、「其已後段々と船役人共困窮仕外之者売払、当時番方船役人之内、右田地控居り候者は無御座侯」と、おそらく佐屋宿関係の豪農層の手に入ったのであろう¹⁶⁾。

正保4年(1647)検地の森津新田は、「慶安年中武田沢右衛門先祖開墾する所也。今、地主は沢右衛門、平島新田市兵衛、九兵衛、鎌島新田忠兵衛、松名新田次右衛門、五人也。其余は皆無高小百姓」であった[前注5) 128頁]。平島新田も「正保三丙戌年今庄屋服部市兵衛先人兵作といへる者開墾し、鯛浦村よりここに移り奕世庄屋役をつとめ来れり。……此内高持十戸ほどあり、其余皆無高也。ここに頭百姓は服部市兵衛、野村留兵衛、立松九兵衛、半左衛門、勘四郎、定八郎、伊兵衛八人の者先祖組合開墾す」という[前注5) 122頁]。鎌島新田も「慶安元子年、蟹江本町村鈴木四郎左衛門と当新田木村忠兵衛先人の開墾なり。於今此兩人地主なり。……其余は無高小百姓」である[前注5) 131頁]。芝井新田も「慶安二丑年、作間善兵衛・同元左衛門先人の開墾する所也。於今此兩人地主なり。其余は皆小百姓」であった[前注5) 130頁]。

善太新田は、成瀬隼人正の侍臣・服部茂左衛門が成瀬氏の勧めで正保4年(1647)着工、万治元年(1658)に竣工、寛文7年(1667)に検地された。木曾川の旧分流善太川の旧河川敷に造成された田畑219町歩の大新田で、服部茂左衛門は免税地1町歩を与えられ、ここに居を構えた。徇行記[前注4) 377頁]によると、「茂左衛門初同姓の者富八・九郎右衛門頭百姓なり。其余無高者多し。高に準じては戸口(80戸、397人)不足、上村より入作あり。服部氏三戸屋づくりよし。」寛文7年(1667)の検地帳[前注16) 313～414頁]によると、屋敷名義人は46人にすぎないが、

田畑保有者は615人にも及ぶ。鹿状免村、稲葉村、犬井村、大野村、白浜村、中一色村、頭長村などからの入作が多かった。正徳2年(1712)の家並改帳[同、448～65頁]によると、新田百姓54戸のうち高持30戸が保有する高が535石に対して、村外住民の保有高は1,101石である。新田百姓の持高は、茂左衛門301石、長右衛門52石、伝十郎30石、茂兵衛30石、源助14石、庄右衛門11石であり、24戸が10石未満の高持、残る24戸が無高百姓であった。無高百姓のうち4戸は「茂左衛門家来」と記されている。萱家に住む者が19戸、残りは藁家である。茂左衛門の屋敷地は3反3畝、住家、座敷、添家、物置、稲家、馬家、間の9棟の総建坪は122坪であった。

鳥ヶ地前新田は、「延宝七未年、蟹江本町村鈴木四郎左衛門先祖月休代開墾す。其時金三千両余司農府へ呈上し、永々五十七町六反余の田畝、見取所になしおかれ、於今定納米を納め来れり。初めは農屋只七戸ありしが、漸々に戸口増せり」という[前注5)141頁]。鈴木四郎左衛門家は、清須で織田信長に仕えた五郎兵衛を祖とし、一時三河に住したが、佐久間駿河守の命に従って蟹江本町に土着した¹⁷⁾。鈴木家はすでに慶安元年(1648)に前述のように鎌島新田を開いている。鳥ヶ地前新田の築立の条件を抽出すると、(1)開発面積は、干拓地田畑49町5反歩、他に筏川の埋田6町歩。(2)歛下年季は干拓地は5年、埋田は8年。(3)6年目より見取場とする。(4)築立は藩の負担で行ない、本田並にして引渡す。(5)敷金は1町歩に付、金45両であった。敷金が他の例に比べて高額であるのは、永見取場(定納米136石余)の免許を得るためである。敷金2,226両が藩に上納されたが、これは鈴木家の自己資金でなく、出資者は名古屋海老屋町高田市郎右衛門以下16名である。田畑55町5反歩を60口に割り、その口数に応じて敷金を出した。名古屋の9人の出資者が33.5口、蟹江村の4人が23.5口、他の3人が3口を所有している。この新田の小作から徴収された年貢・小作料は、鈴木家のも

とで勘定が行なわれ、所定の年貢が藩に納められ、小作料は16名の地主に口数に応じて均等配分されている。歛下年季中の天和2年(1682)度の勘定によると、収入が652.5石、払方は鈴木家の取分が70.3石、他に舟賃・金納直段違分・戌之年入用の26石であり、残り556.1石は60口に均分され、1口に付き9.3石の割合で地主に支払われている。当時の米価(1石当たり銀51匁)で計算すると、地主らは歛下年季中(5年)に出資金の5分の4を回収できた勘定になり、歛下年季あけ2～3年目からは純利益が上ったものと考えられる。この新田の耕作労働者は居付百姓と入作百姓よりなる。宝永元年(1704)には耕作者は127人であり、うち8人が居付百姓である。居付百姓の納米は全体の25%をしめる。入作百姓119人の居住地は蟹江村45人、鳥ヶ地新田26人、子宝新田7人、西舘新田5人などとなっている。鈴木家は、開発当初は60口のうち1口も所有せず、この新田の地主でなかったが、享保7年(1722)には16.5口、さらに寛保4年(1745)には23口を所有するにいたる¹⁸⁾。延享3年(1746)の史料によると、鈴木家の控地(小作地)は、鳥ヶ地前新田の24町3反を初め鎌島新田22町5反、茶屋新田15町6反、蟹江新田12町6反など合わせて83町9反歩に及ぶ。手作地(自作地)は蟹江村本田など1町7反歩である。

茶屋新田は茶屋後新田とともに前期の町人請負新田といわれている。両新田を開発した茶屋中島家は、京都の茶屋四郎次郎家の分家であり、家康の命により尾張家に付属し一家を創立して幕府呉服師、尾張藩呉服所をつとめた典型的な門閥商人である。茶屋新田は寛文3年(1663)開墾、同9年(1669)検地の田畑140町歩、高1,510石の大新田である。茶屋家は検地と同時に約10分の1に当たる田畑15町歩を拝領した。また、茶屋後新田は延宝7年(1679)に開発、元禄9年(1696)に検地された田畑114町歩(高1,196石)であり、約3分の1(38町歩)が茶屋家の拝領地となっている。両新田の開発の方法は詳か

ないが、普通の町人請負新田と異なる点は、茶屋家が検地後に新田全部を保有せず、その一部を拝領したことである。この点では代官見立新田の変型とも考えられる。茶屋新田は、「高に準じては戸口少く、耕田あまり、福田・蟹江あたりより承佃すと也」[前注4)71頁]。また、茶屋後新田も「高に準じては佃力不足し、漸と半分ほど村人耕耘す。其余は蟹江舟入、西福田あたりより承佃」していた(同75頁)。

神戸新田は、宝永4年(1707)に材木御用商・神戸文左衛門が敷金7,811両を上納して開発した町人請負新田である(第4表参照)。「最初は百二十五町歩なりしが、其年大地震にていりこみ、翌子春再墾せり。又其年七月大風高波にて決壊し、其時沖手にて二十五町ほど切出し、又正徳四年大風の後、五十町余切り出し」延享2年(1745)の検地では、田畑

45町8反、石高500石となった[前注5)115頁]。すべて神戸家の保有地である。新田の築造費は、宝永4年(1707)の干拓に約15,800両、3回の破堤修理費に7,260両、享保8年(1723)の再築費に約3,200両、敷金を加えれば、総計34,071両の巨額に達した¹⁹⁾。この新田の石盛は、平均反当たり1石1斗であるが、歟下年季22年間(1723年~44年)の収穫量は反当たり8斗8升到すぎない。しかし、享保8年(1723)から宝暦6年(1756)までの年平均の掬米は503石に及んだ。これは、検地面積45町8反に対して、実面積が83町5反歩であったからである。神戸家は、小作百姓からの掬米の収取に当たっては、実面積を規準に検見取で徴収しているが、藩への貢租は検地面積分(実面積の54%分)を納めるにすぎず、残る46%分は全く地主得分に加えられる。著しい縄延びから

第4表 新田開発の免許の要項
(開発免許年次順)

新田名	郡名	開発年	面積	敷金・地代金	作取年数	免	願主
納屋山新田	海東	1683年	10.8町	160両	年		福田新田弥市
稲元新田	海西	1695	47.6	950	10	定免五ツ	知多郡大野村綿屋六兵衛
甚兵衛新田	愛知	1696	67.4	100	8		福田新田西川甚兵衛
稲吉新田	海西	1697	4.8		10		知多郡朝倉村七郎兵衛
稲荷新田	〃	1697	38.9		10		知多郡寺本村又右衛門ほか1名
巾着亥新田	愛知	1701	1.8	61	7	永代反に5斗6升	長者町孫七
神戸新田	海西	1707	125.0	7,811	10	定免五ツ	犬山屋神戸文左衛門
芝井走新田	〃	1720	30.0	550	15	永々極免四ツ五分	?
水袋新田	愛知	1726	21.4		20	永々反に5升	本地村弥次右衛門
松名新田	海西	1726	28.0	550	15	永々極免四ツ五分	蟹江本町村鈴木四郎左衛門ほか3名
鍋蓋新田	海東	1726	29.1	3,000	17	永々定免四ツ	材木町兼山屋与市
戸部下新田	愛知	1728	17.0	100	10		赤塚町喜兵衛
忠治新田	〃	1735	9.5	20	18	永々反に5升	熱田田中町忠治
土古山新田	〃	1740	40.0	500	15		蟹江村鈴木新助
道徳新田	〃	1741	20.5		5	年々見立免	?
藤高新田	海東	1797	81.3		30	見立免	福田新田弥市
小川新田	〃	1797	40.3		20		竹田新田佐藤五兵衛
甚兵衛後新田	愛知	1802	43.6		13	見立免	福田新田西川甚兵衛
間崎新田	海西	1809	11.6		20	見立免	松名新田佐野治右衛門ほか3名
稲荷新田地先	〃	1809	40.0		20		八島新田喜兵衛ほか1名
柴田前新田	愛知	1814	26.1		17		知多郡名和村庄屋ほか2名
政成新田	海西	1824	104.5	834	19		寛延新田大河内庄兵衛

注:「尾張徇行記」による。上記の要項は免許時のものであり、必ずしも守られていない。

生まれた余剰部分である。享保15年(1730)の居付百姓は23戸で、その小作地は合計48町8反、総面積の58%にすぎず、残り42%は近辺の村からの入作百姓117人によって耕作されている。寛政2年(1790)には居付百姓27戸、入作百姓152人であり、小作地面積の割合は68%対32%となる。彼らはともに一年契約の小作農であり、年々収穫の80%を稗米として徴集された。天明元年(1781)から寛政12年(1800)までの20年間についてみると、総収穫量622石の20%が百姓作徳、年貢が30%、地主得点が50%であるが、幕末期(1831年~44年)になると、総収穫679石の32%が百姓作徳、年貢が27%、地主得点は41%に低減している²⁰⁾。

稲元新田は、知多郡大野村の綿屋六兵衛が元禄8年(1695)に敷金950両を上納し、自分金をもって堤築立て、10年の作取りの後、宝永3年(1706)検地された田畑47町6反余(高476石8斗)である。「定免五ツ取の積にて三ヶ年御年貢上納し、三役銀其外諸役等永々つとむる筈に定め、御普請は上より被仰付しが、同七寅年暴風にて決壊せしを自分金を似て修造せり。然るに又享保七寅年暴風洪湧にて堤処々決壊し、田畝廃亡せしにより、再び自分金を似て同九辰年に至り堤を修造し、同年より卯年まで十一年七分作取り、年数あきより永々定免高二ツ五分に仰付られ、堤枳修造上より被仰付、三役銀諸役つとめ来れり」というが、徇行記によれば、「此新田は地主名古屋塩町小島屋庄右衛門也。同人会所あり」と記されている【前注5)134~5頁】。

この稲元新田が敷金と作取年数を条件に藩が新田開発を許可した最初(1695年)であろう。17世紀末以後、開発の免許状に記された作取年数をみると(第4表)、10年から20年がほとんどである。この作取年数のために、願主は敷金を上納したのである。作取とは、「新田又は新規に見取所切起候節、何年之間は無年貢と相極め、作物不残地主へ取納候を申候。」しかし、「敷金有之候ては、作り取年数等相延、不宜候。」²¹⁾

つまり、敷金は作取年数と関係する。作取年数が長いならば、多くの敷金を上納してもよいことになる。このため藩は寛保2年(1742)に敷金を取ることを止めたが、結果は開発の請願が濫出し、かえって弊害が続出したので、「御領国之地所を無代にて控主に相成候儀、不都合に付、宝暦三酉年相極り、地代金差上させ申候。」「地代金は作り取に積込」まないことになった【前注21)460頁】。しかし、作取期間でも冥加米を上納させている²²⁾。

開発予定面積と敷金・地代金は比例していない(第4表)。藩の計画を請負わせる場合には、入札の状況により違ってくる。また民間の計画の場合には、開発場所の状態や願主の事情から差異がでるであろう。地代金を徴収しないで、労役を課すこともあった。天白川河口の砂州を開墾した柴田前新田は、文化11年(1814)知多郡名和村庄屋小島庄助、柴田新田庄屋久米蔵、石町鍵屋八郎兵衛が出願したものであるが、地代金の代りに河口に推積した土砂の浚渫工事を課し、その土砂を新田の堤築造などに利用させた【前注11)528頁】。

新田の高成率・課税率は、開発許可状にあらかじめ明記された。10町歩・100石の比率で高付けされ、免は定免なかには永々極免(永定免)もあり(第4表)、免相は五ツから三ツまでが普通であった。しかし、敷金を廃止した寛保2年(1742)に新田の永定免が禁止され、すべて見立免となった。【前注5)132頁】。

神戸新田の例でみたように、宝永年間(1704~10)ころから、建全採算をとった投資企業としての新田開発が行われた。しかし、新田開発とくに海面干拓新田は危険がともなうものである。海西郡稲吉新田は、元禄15年(1702)知多郡朝倉村の七郎兵衛が作取10年の条件で開発したが、正徳3年(1713)の大風による潮入で不納所になった。享保10年(1725)に彼は、鯛浦村宇佐美孫左衛門と子宝新田吉田平左衛門に譲り渡している【前注5)140頁】。また稲荷

新田も元禄15年(1702)知多郡寺本村又右衛門と古見村忠左衛門が10年作取で開発し、宝永4年(1707)の検地で高289石となったが、度々の堤防決壊のために、享保8年(1723)稲元新田の堤切所普請の土取場として渡している。延享5年(1748)稲元新田の地主・大野村綿屋六兵衛が再開墾した〔前注5〕137頁〕。

藩は熱田宿伝馬役の助成として、寛文13年(1673)未開地20町歩を与え、貸付金を交付して、田畑に開墾させたが、宝永4年(1707)の大地震、正徳4年(1714)の暴風、享保7年(1722)の烈風洪水などの天災があって、堤防の決壊が度々に及んだが、伝馬役人らが借金して修築した〔前注1〕193頁〕。これが古伝馬新田である。元禄年間(1688~1704)にも藩は同じ目的で、その南の土地25町歩を与えて開墾させた。しかし、その後の地震・高浪・大風で堤防の決壊が度々に及び、正徳4年(1714)の破堤には修造資金がととのわず、金300両で熱田材木町江戸屋長三郎へ売却している。寛保3年(1743)検地の長三郎新田(田畑18町歩、高203石)がこれである〔前注1〕191頁〕。また熱田船役人のために、延宝3年(1675)御船奉行・横井作左衛門は熱田新田の南に10町歩を渡して、新田に開発させた。これも、享保7年(1722)と同14年(1729)の大風・高潮で破堤し、船役人には修理できなかったで、山崎村徳左衛門に6年後修理費を返済する条件(その間は徳左衛門の作り取り)で修築を引請けさせたが、6年後に150両の返済ができなかった。藩から徳左衛門に返済して、新田を返してもらった。三ヶ浦船方新田(畑7町5反、外に葭野2町)がこれである。〔前注1〕188頁〕。

IV 行政村としての新田村

本稿における、「新田村」は藩が年貢徴収単位として区切った行政村である。近世以前に村・ムラが形成され、それが藩政の当初の総検地によって、村切

りされた古村も行政村であるが、新田村においては、「人と土地」といった視点から、古村にはほとんどみられないものがある。古村の場合には、住民のいない村や村高のない村は、初期の一國検地の趣旨にてらして、きわめて特殊な事情がない限り、成立しえない。しかし、古村の村切りの後に、新しい田畑の開発によって区切られた新田村では、それらが一つの類型と考えられるほどである。

新田村でも多くの場合、検地をうけた高成の田畑、つまり村高があり、住民・村民が居住している。これが(A)基本型で、古村と同じ条件がそろっている。しかし、新田村には、住民のいない、(B)無人村がある。村の田畑を耕作するのは、村外の、たいていは近辺の村々の百姓であり、土地の名請人(地主)も他村の住人である。例えば、海東郡納屋山新田は、東福田新田の弥市が天和3年(1683)開墾に着手、寛保4年(1744)検地の田畑9町3反歩(高109石)からなる村であるが、「弥市といへる者里正をつとむ。百姓はなく、作人小屋五六戸あり。皆隣村の百姓田畝を承佃す」という〔前注4〕38頁〕。もっと小規模の村の例として春日井郡長斉新田がある。これは、寛文2年(1662)検地の入鹿新田(田3町3畝)の村で、そこに住民はおらず、隣りの春日井原新田の村人が耕作者であり、地主であった。庄屋も春日井原新田の住民である。なぜ、このようなわずかな新田を一村として扱ったのか、理由は明らかでないが、明治11年(1878)春日井原新田と合併して春日井村になるまでは、独立した村であった。

村高のない新田(C)無高村の例は、前述した春日井郡味鏡原新田である。見取の田畑(113町9反歩)と松山(36町5反歩)だけで、高成田畑がない。この村の見取地が高成りにならないのは、土地生産力の面もあろうが、この村が、竹腰山城守の給人自分起新田・上り新田であり、その請控になっていることに関係があろう。前述の海西郡烏ヶ地前新田も見取地(57町7反歩)のみである。鈴木家が開発許可

を得た時の条件が、敷金を上納する代わりに、田畑を「永々見取」にすることであった。藩へはわずか136石3斗の米を納めているにすぎない。田畑反当たり2斗4升という低い額である。また、烏ヶ地前新田の南の八島新田は、「享保十一年喜兵衛先祖の者開墾し、於今地主なり。同人屋づくりよし。其余は小百姓」3戸であるが、寛保2年(1742)検地の「雑見取」の田畑18町9反のみであり、定納米は反当たり1斗2升5合にすぎない〔前注5〕140～1頁〕。この新田の場合は、将来の検地によって高成りする可能性がある(実際には高成りはなかったが)。つまり、(A)基本型の準備段階と考えられよう。

第4に、(D)無人・無高の新田が少なくない。例えば、海東郡七島新田は、天明8年(1788)検地の見取地8町8反歩だけの村であり、住民はいない。愛知郡土古山新田も同様、元文5年(1740)開墾の野方見取田畑40町歩のみであり、また住民もないのである。ただし、住民の有無は、徇行記(1822年)の記載に基づくものであり、その後に入植農民が現われたかも知れない。

新田が開墾された当初は、ほとんどが無人であり、検地をうけるまでは無高である。(D)無人・無高型が第一段階である。やがて検地によって高成りする。入植者がなければ(B)無人村であるが、多くは、やがて住民があらわれて、(A)基本型になるのである。住民がすでにあっても、検地により高成りせず、見取地と認定されるならば、(C)の無高村である。すなわち、(D)無人・無高村から始まって、(B)無人村あるいは(C)無高村という中間段階を経て、(A)の基本型に到達する。古村の場合は、近世初めの村切り・検地によって当初から(A)の基本型であるが、生産力の低い未開地を新たに切り開いた新田村では、人と高という条件を欠くのは珍しくない。また、検地により高成りした新田村が無高になることはないが、無人になる可能性は常に残されているのである。高は固定的・累加的であるが、住

民は移動し増減する。無人の新田村は内陸にも臨海部にもみられるが、無高の新田村は、前述の味鏡原新田を除き、海面干拓新田である。開発の中間段階にとどまっている。

注

- 1)「尾張徇行記(一)」『名古屋叢書続編 第4巻』(名古屋市教育委員会、昭和39年)
- 2)「尾張徇行記(二)」同上、第5巻(昭和41年)
- 3)「尾張徇行記(三)」同上、第6巻(昭和42年)
- 4)「尾張徇行記(四)」同上、第7巻(昭和43年)
- 5)「尾張徇行記(五)」同上、第8巻(昭和44年)
- 6)本稿の内容は、以前に発表した拙稿、とくに下記と重複する部分がある。拙稿「尾張国春日井郡の新田村」歴史地理学会会報、102号(昭和54年3月)20～25頁。
- 7)名古屋叢書続編、第1～3巻(昭和39年～41年)所収。
- 8)徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所(昭和34年)43～46頁。
- 9)木村礎校訂『旧高旧領取調帳・中部編』近藤出版(昭和52年)3～31頁。
- 10)「入鹿旧記」大野輝郎『小牧の古文書』小牧市教育委員会(昭和50年)31～42頁所収。
- 11)『愛知県史、第2巻』愛知県(昭和13年)518頁。
- 12)『東春日井郡誌』東春日井郡役所(大正12年)176頁。
- 13)太田盛一『春日井史』春日井市役所(昭和18年)111～21頁。
- 14)『春日井市史・資料編』春日井市役所(昭和48年)212～3頁。
- 15)『佐屋町史・史料編(一)』佐屋町役場(昭和51年)10頁。
- 16)『佐屋町史・史料編(二)』佐屋町役場(昭和55年)559頁。
- 17)太田勝也「近世前期における土豪の新田開発と経

- 営]研究紀要(徳川林政史研究所)昭和47年度, 209~35頁。
- 18) 太田勝也「江戸時代中期における土豪の土地経営」研究紀要(徳川林政史研究所)昭和48年度, 342~60頁。
- 19) 菊地利夫「町人請負新田に関する若干の覚書」人文地理, 6巻4号(昭和29年)249~64頁。
- 20) 喜多村俊夫「新田村落の史的展開と土地問題」岩波書店(昭和56年)199~255頁。
- 21) 「地方品目解」(宝暦5年)名古屋市教育委員会編『名古屋叢書10巻』(昭和37年)447, 460頁。
- 22) 「愛知県農地史(前編)」愛知県(昭和32年)166~70頁。